

個人情報保護に関する法律の改正等に伴う
個人情報保護制度及び情報公開制度における
対応について

答申

令和4年(2022年) 6月

茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会

目 次

I はじめに	1
II 答申に至るまでの検討過程	2
1 法改正に向けた市の検討の概要	2
2 審議会での審議及び答申	3
III 法と条例の相違点及びその考え方について	4
IV 会議の実施経過	29
資料編	31
1 諮問書	32
2 個人情報保護制度改正 検討用個票	33
3 法と条例の相違点及びその考え方(個票以外のもの)	115

I はじめに

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度について、法律に一元化されることとなりました。

これまでは、民間事業者に対しては、「個人情報保護法」、国の行政機関に対しては、「行政機関個人情報保護法」、独立行政法人等に対しては、「独立行政法人等個人情報保護法」と、それぞれ別個の法律が制定され、適用されてきました。これら3つの法律を1本の法律に統合するとともに、これまで、各地方公共団体がそれぞれ独自に制定していた個人情報保護条例についても、統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、内閣府行政委員会である個人情報保護委員会が一元的に所管することとなりました。

法は令和5年4月1日に施行されることから、茅ヶ崎市個人情報保護条例(以下「条例」という。)及び関係例規についても、法との整合性や規定を整理した上で、法施行までに、既存の条例の廃等、所要の整備をする必要があります。

こうした背景から、茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)では、法の目的であるデータ流通と個人情報の保護の均衡を図ることを前提として、現行条例の個人情報保護と市民サービスの水準が法改正後も引き続き保たれるよう、対応の方向性について審議し、このたび、審議会として意見を取りまとめたので市長に答申します。

審議にあたっては、市においてこれまで運用されている個人情報保護制度を、改正法の趣旨に適合させ、情報公開制度と合わせて適切な運用が可能な制度となるよう、慎重に審議を重ねました。特に、安全管理措置と内部確認・第三者点検・本人関与の機会の確保が確実に行われるよう、対応の方向性の妥当性を審議しました。

今後とも、茅ヶ崎市の個人情報保護に関する制度が適正に運用され、基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の更なる推進に努められることを求めます。

令和4年6月

茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会
会長 阿部 秀尚

Ⅱ 答申に至るまでの検討過程

1 法改正に向けた市の検討の概要

市では、法改正に向け、個人情報保護制度を見直し、必要な対応を行うため、法と条例の規定内容を比較し、相違点を抽出しました。この相違点について、個人情報保護制度における影響の大小や条例規定の許容の有無により次の4つに分類し、対応の方針についてそれぞれ検討しました。

〈相違点の分類とその手順〉

グループ① 特に市民への影響が大きく、慎重な検討が必要な事項

まず、相違点のなかで、市町村で独自に条例規定することが許容されているか否かに関わらず、個人情報保護に関する施策として特に市民への影響が大きな事項をグループ①として分類しました。このグループについては、検討用個票を作成し、市の考え方及び対応の方向性を検討しました。

グループ② 市町村で条例規定することが許容されている事項（①を除く）

市町村で独自に条例規定することが許容されている事項を、グループ②として分類しました。このグループについては、一覧表（「法と条例の相違点及びその考え方（個票以外のもの）」）を作成し、市の考え方及び対応の方向性を検討しました。（グループ①で分類した事項を除いた事項）

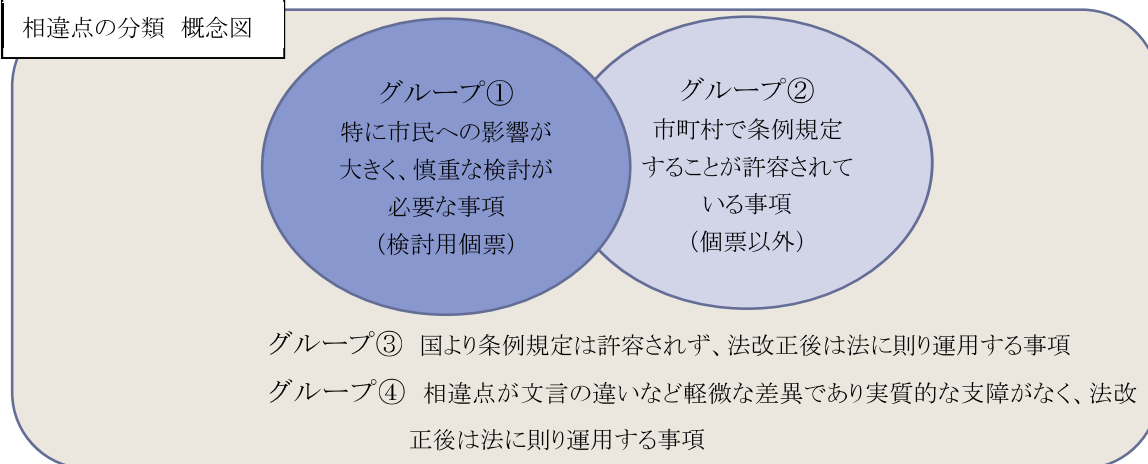
グループ③ 国より条例規定は許容されず、法改正後は法に則り運用する事項（①を除く）

市町村が独自に条例規定することが許容されず、法に則って運用することとなる事項をグループ③として分類しました。このグループについては、法改正後の実務における運用について確認・検討しました。（グループ①で分類した事項を除いた事項）

グループ④ 国より条例規定は許容されず、相違点が文言の違いなど軽微な差異であり実質的な支障がなく、法改正後は法に則り運用する事項（①を除く）

軽微な相違点があるものの、制度の運用にあたり実質的な支障がない事項をグループ④として分類しました。このグループについては、特段の対応の必要がなく、法改正後は法に則り運用すべきものとして分類しました。（グループ①で分類した事項を除いた事項）

相違点の分類 概念図



2 審議会での審議及び答申

審議会では、相違点の分類のうち、特に重要な事項として、「グループ① 特に市民への影響が大きく、慎重な検討が必要な事項」及び「グループ② 市町村で条例規定することが許容されている事項」について、市の考え方及び対応の方向性の妥当性を審議しました。

《特に重要な事項として検討した項目》

グループ① 特に市民への影響が大きく、慎重な検討が必要な事項

- (1) 条例要配慮個人情報の規定について
- (2) 要配慮個人情報の取扱い制限について
- (3) 収集の制限について
- (4) オンライン結合による提供について
- (5) 個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録簿の作成について
- (6) 自己情報開示請求等の対応
 - (6)-(1) 開示義務における不開示情報の規定について
 - (6)-(2) 開示決定等の期限等について
 - (6)-(3) 開示請求等における代理請求について
 - (6)-(4) 開示請求に係る費用について
- (7) 行政機関等匿名加工情報制度について
- (8) 審議会への諮問案件について
- (9) 情報公開・個人情報保護審査会の設置根拠について

グループ② 市町村で条例規定することが許容されている事項

- (10) その他「法と条例の相違点及びその考え方(個票以外のもの)」に記載の項目

なお、「グループ③ 国より条例規定は許容されず、法改正後は法に則り運用する事項」及び「グループ④ 相違点が文言の違いなど軽微な差異であり実質的な支障がなく、法改正後は法に則り運用する事項」に関して、今後、市で法改正後の実務の運用について検討を進めるにあたっては、安全管理措置と内部確認・第三者点検・本人関与の機会の確保が確実に行われるよう留意されるよう求めます。

Ⅲ 法と条例の相違点及びその考え方について

審議会では、特に重要な事項である「グループ① 特に市民への影響が大きく、慎重な検討が必要な事項」及び「グループ② 市町村で条例規定することが許容されている事項」について、市の個人情報保護制度及び情報公開制度における考え方及び対応の方向性等について、審議の結果、「法と条例の相違点及びその考え方」の内容は妥当であると判断しました。

これらの検討をまとめた結果については、次ページ以降に掲載のとおりです。

(凡例)

【項番】

項目名		検討案件番号 (個票の有無)	(この欄に番号が入っている場合は、個票に詳細が記載されています)
独自の条例規定の許容	許容される 許容されない	本市の対応	条例規定する 現行ルールどおり 運用ルールの変更 運用ルールの整備 その他
【法と条例の比較結果】			
【改正法】		【条例】	
【考え方】			
【対応の方向性】			

【国から示されている法令、方針等】

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 3 年法律第 37 号)

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)

個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 507 号)

個人情報の保護に関する法律施行規則(平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号)

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)

個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)

(行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針)

個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)

個人情報の保護に関する基本方針(平成 16 年4月2日閣議決定)

「法と条例の相違点及びその考え方」 一覧表

項番	項目	改正法	条例	独自の条例規定の許容	本市の対応	検討案件 番号 (個票)
1	目的について	第1条	第1条	許容される	現行ルールどおり	—
2	実施機関の責務について	第5条	第3条	許容される	現行ルールどおり	—
3	事業者の責務について	第23条	第4条	許容される	現行ルールどおり	—
4	市民の役割について	-	第5条	許容される	現行ルールどおり	—
5	要配慮個人情報の取扱い制限について	-	第6条	許容されない	運用ルールの変更・整備	2
6	個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録簿の作成について	第75条	第7条	許容される	条例規定する	5
7	収集の制限について	第61条、第62条、第62条	第8条第4項	許容されない	運用ルールの変更・整備	3
8	オンライン結合による提供について	-	第10条	許容されない	運用ルールの変更・整備	4
9	開示請求等における代理請求について	第76条2項、第90条第2項、第98条第2項	第17条2項、第27条第2項、第34条第2項	(本人の意思確認手続きについて) 許容される (開示請求権を限定することについて) 許容されない	(本人の意思確認手続きについて) 運用ルールの変更 (開示請求権を限定することについて) 運用ルールの整備	6 - (3)
10	開示請求書の記載事項について	第77条第1項	第18条第1項	許容される	運用ルールの変更	—
11	開示義務における不開示情報の規定について	第78条第2項	-	許容される	現行ルールどおり	6 - (1)
12	開示決定等の期限等について	第83条、第84条	第21条	(開示決定等の期限について) 許容される (期限の起算日の計算について) 許容されない	(開示決定等の期限について) 条例規定する (期限の起算日の計算について) その他	6 - (2)
13	開示決定通知書等の記載事項について	第82条	第21条第2項及び第3項	許容される	運用ルールの変更	—
14	開示の実施について	第87条	第24条	許容される	運用ルールの変更	—
15	開示請求に係る費用について	第89条第2項	第26条	許容される	条例規定する	6 - (4)
16	訂正請求における開示請求前置について	第90条	第27条	許容される	運用ルールの変更	—
17	情報公開・個人情報保護審査会の設置根拠について	第105条第3項	第41条	許容される	条例規定する	9
18	審議会への諮問案件について	第129条	第6条第2号、第7条第3項第4項、第8条第4項第8号、第9条第2項第9号、第10条、第47条、第50条	許容される	条例規定する	8
19	運用状況の公表について	-	第51条	許容される	条例規定する	—
20	条例要配慮個人情報の規定について	第60条第5項	-	許容される	運用ルールの整備	1
21	行政機関等匿名加工情報制度について	第109条～123条、附則第7条	-	許容される	その他	7
22	罰則に係る経過措置について	デジタル改革関連法附則第10条	-	許容される	現行ルールどおり	—

※「本市の対応」欄は、以下の5つの選択肢から記載されています。

- 1 条例規定する: 条例に規定することにより対応する
- 2 現行ルールどおり: 現行ルールの運用を継続する
- 3 運用ルールの変更: 既存の運用ルールを見直す
- 4 運用ルールの整備: 新たな運用ルールを整備する
- 5 その他

こうした対応方針の詳細については、次ページ以降に掲載の表中「対応の方向性」の欄に、詳細を記載しています。

【項番1】

項目名	目的について	検討案件番号 (個票の有無)	—
独自の条例規定の許容	許容される	本市の対応	現行ルールどおり
【法と条例の比較結果】			
【改正法】 第1条 「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」ことを目的としている。		【条例】 第1条 「個人情報の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることに鑑み、……個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に資する」ことを目的としている。	
【考え方】 本市の条例でこれまで目的として掲げてきた「基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に資すること」という理念については、改正法においても、「個人情報等の取扱い」や「開示、訂正及び利用停止」に係る規定が設けられていることから、実質的に損なわれないものと考えられる。			
【対応の方向性】 条例規定はせず、改正法に則る。			

【項番2】

項目名	実施機関の責務について	検討案件番号 (個票の有無)	—
独自の条例規定の許容	許容される	本市の対応	現行ルールどおり
【法と条例の比較結果】			
【改正法】 第5条 地方公共団体について、 ①個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務があることが規定されている。 ②市民及び事業者に対する意識啓発に努めることについての規定がない。		【条例】 第3条 実施機関の責務として ①あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めることが規定されている。 ②市民及び事業者に対する意識啓発に努めることが規定されている。	
【考え方】 ①市の施策を通じて個人情報の保護に努めることは、条例と改正法に相違点はなく、今後は改正法に基づき対応する。 ②国の示す「個人情報の保護に関する基本方針」3(2)には、「各地方公共団体においては、個人情報保護の理念や具体的な仕組み等を住民等へ周知するための積極的な広報活動に取り組む」べき旨が示されている。また、改正法第13条で、個人情報の適正な取扱いを確保するため、区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならないことが規定されている。 以上のことから、改正法の規定により適切な措置が図られると考えられる。			
【対応の方向性】 条例規定はせず、改正法に則る。			

【項番3】

項目名	事業者の責務について	検討案件番号 (個票の有無)	—
独自の条例規定の許容	許容される	本市の対応	現行ルールどおり
【法と条例の比較結果】			
【改正法】 第23条 個人情報取扱事業者は、 ①安全管理措置を講じなければならない旨規定されている。 ②個人情報の保護に関する市の施策に協力することについての規定がない。		【条例】 第4条 事業者は、 ①個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずることとしている。 ②個人情報の保護に関する市の施策に協力することとしている。	
【考え方】 ①個人情報取扱事業者(個人情報データベース等をその事業の用に供する事業者)は、改正法第23条の規定に基づく安全管理措置を講ずる義務が課されていることから、条例と改正法において実質的に同等の規定が置かれていると解釈できる。 ②国の示す「個人情報の保護に関する基本方針」1(2)において、「(改正法の)複層的な措置の整合性を図りながら実効性を確保していくためには、個人情報の保護に関する施策を講ずるに当たって国と地方公共団体が相協力するのみならず、各主体による連携・協力を確保していくことが重要である」との考え方により実施機関と区域内の事業者間における協力体制を構築することが求められている。 以上のことから、改正法の規定により適切な運用が図られると考える。			
【対応の方向性】 条例規定はせず、改正法に則る。			

【項番4】

項目名	市民の役割について		検討案件番号 (個票の有無)	—
独自の条例規定の許容		許容される	本市の対応	現行ルールどおり
【法と条例の比較結果】				
【改正法】 市民の役割について直接的な責務規定はない。			【条例】 第5条 市民に対し、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすことを求めている。	
【考え方】 改正法第3条では、個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならないと規定されているため、市民に対する直接の責務規定がなくとも、個人の権利利益を侵害しないような取扱いが求められている。 また、国の示す「個人情報の保護に関する基本方針」3(2)には、「各地方公共団体においては、個人情報保護の理念や具体的な仕組み等を住民等へ周知するための積極的な広報活動に取り組む」べき旨が示されている。加えて、改正法第13条で、個人情報の適正な取扱いを確保するため、区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならないことが規定されている。 以上のことから、改正法等に基づき対応する。				
【対応の方向性】 条例規定はせず、改正法に則る。				

【項番5】

項目名	要配慮個人情報の取扱い制限について	検討案件番号 (個票の有無)	2
独自の条例規定の許容	許容されない	本市の対応	運用ルールの変更・整備
【法と条例の比較結果】			
【改正法】 要配慮個人情報の取扱いを制限する規定はない。 要配慮個人情報の取扱いについても、個人情報全般と同じ規定のもとで取り扱うこととされている。		【条例】 第6条 要配慮個人情報の一部について、法令等の規定に基づき取り扱うとき、または審議会の意見を聴いたうえで取り扱うことに相当な理由があると認めて取り扱うときを除き、原則その取扱いを禁止している。	
【考え方】 改正法には要配慮個人情報の取扱い制限について該当する規定はないが、改正法の趣旨の範囲内で要配慮個人情報について適正な取扱いを行うため、 ア 内部確認・第三者点検・本人関与の機会を確保すること。 イ 改正法に基づく適切な安全管理措置を講じること。 が必要であると考え。			
【対応の方向性】 ア 「法第75条第5項に規定される個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」を作成・公表するとともに、情報公開・個人情報保護審議会への報告及び意見聴取を継続して行う。 イ 本市の既存の安全管理措置に係る規定(「茅ヶ崎市保有個人情報等の管理に関する要綱」、「茅ヶ崎市情報セキュリティ対策基準」等)の内容について、国の示す「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」等と照らし合わせて見直し、必要に応じて改廃等の対応を行う。			

【項番6】

項目名	個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録簿の作成について		検討案件番号 (個票の有無)	5
独自の条例規定の許容		許容される	本市の対応	条例規定する
【法と条例の比較結果】				
【改正法】 第75条 個人情報ファイルごとに作成された、個人情報ファイル簿を作成・公表しなければならないことを規定している。 なお、第5項において、条例で定めることにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成・公表することが可能とされている。			【条例】 第7条 個人情報を取り扱う事務ごとに個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を作成し、備え付けなければならないことを規定している。	
【考え方】 帳簿を作成することにより、現行の登録簿の機能である内部確認の機会の確保、附属機関への報告による第三者点検の機会の確保、帳簿の公表による本人関与の機会の確保を継続することは、他の検討項目の中でも求められており、本市における個人情報の適正な取扱いのためには、個人情報ファイル簿とは別に、何らかの帳簿の作成が必要であると考える。				
【対応の方向性】 現行の登録簿の機能を継続して有する新たな帳簿として、「法第75条第5項に規定される個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」を作成・公表することとする。 また、作成した当該帳簿については、審議会へ報告し、意見聴取の機会を設けることにより、第三者点検の機会を確保する。				

【項番7】

項目名	収集の制限について	検討案件番号 (個票の有無)	3
独自の条例規定の許容	許容されない	本市の対応	運用ルールの変更・整備
【法と条例の比較結果】			
【改正法】 第61条、第62条 本人収集の原則について特に規定は無いが、個人情報の保有について、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限ることや、不正手段による取得を禁止すること等が規定されている。		【条例】 第8条第4項 個人情報を収集するときは、本人から収集することを原則としている。	
【考え方】 改正法には本人収集の原則について特に規定は無いが、改正法の趣旨の範囲内で適正な方法による個人情報の収集を行うため、収集先や収集方法、収集した個人情報の取扱いについて、 ア 内部確認・第三者点検・本人関与の機会を確保すること。 イ 改正法に基づく適切な安全管理措置を講じること。 が必要であると考え。			
【対応の方向性】 ア 「法第75条第5項に規定される個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」を作成・公表するとともに、審議会への報告及び意見聴取を継続して行う。 イ 本市の既存の安全管理措置に係る規定(「茅ヶ崎市保有個人情報等の管理に関する要綱」、「茅ヶ崎市情報セキュリティ対策基準」等)の内容について、国の示す「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」等と照らし合わせて見直し、必要に応じて改廃等の対応を行う。			

【項番8】

項目名	オンライン結合による提供について	検討案件番号 (個票の有無)	4
独自の条例規定の許容	許容されない	本市の対応	運用ルールの変更・整備
【法と条例の比較結果】			
【改正法】 オンライン結合による提供を制限する規定はない。オンライン・オフラインを問わず安全管理措置や第三者提供の制限等に関する規定が設けられている。		【条例】 第10条 オンライン結合による提供を行う際は、法令に基づく場合等の例外を除き、あらかじめ審議会の意見を聴くことが義務付けられている。	
【考え方】 改正法にはオンライン結合による提供について特に規定は無いが、改正法施行後、個人情報の提供についてはオンライン・オフラインを問わず、法に基づく必要な保護措置を図る必要がある。 改正法の趣旨の範囲内で適正な方法による個人情報の提供を行うため、提供先や提供方法等について、 ア 内部確認・第三者点検・本人関与の機会を確保すること。 イ 改正法に基づく適切な安全管理措置を講じること。 が必要であると考える。			
【対応の方向性】 ア 「法第75条第5項に規定される個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」を作成・公表するとともに、審議会への報告及び意見聴取を継続して行う。 イ 本市の既存の安全管理措置に係る規定(「茅ヶ崎市保有個人情報等の管理に関する要綱」、「茅ヶ崎市情報セキュリティ対策基準」、「オンライン結合の基準」等)の内容について、国の示す「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」等と照らし合わせて見直し、必要に応じて改廃等の対応を行う。			

【項番9】

項目名	開示請求等における代理請求について		検討案件番号 (個票の有無)	6－(3)
独自の条例規定の 許容	(本人の意思確認手続きについて) 許容される (開示請求権を限定することについて) 許容されない		本市の対応	(本人の意思確認手続きについて) 運用ルールの変更 (開示請求権を限定することについて) 運用ルールの整備
【法と条例の比較結果】				
【改正法】 第76条2項、第90条第2項及び第98条第2項 本人及び法定代理人に加え、任意代理人による代理請求を認めている。			【条例】 第17条2項、第27条第2項及び第34条第2項 開示請求権を本人及び未成年又は成年被後見人の法定代理人に限っており、任意代理人による代理請求を認めていない。	
【考え方】 代理請求における請求者の権利利益の侵害を防止するための対応について、改正法においては、本人確認及び代理権限の確認に関する基本的なルールとして、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類の提示又は提出が義務付けられている。 また、国の示すガイドライン及び事務対応ガイドにおいて、なりすましや利益相反の防止のための運用の具体例が示されている。 以上、法や事務対応ガイド等に基づき対応することで、請求者の権利利益の侵害を防止するための適正な対応が可能であると考える。				
【対応の方向性】 改正法に則りつつ、代理請求に係る本人の意思を確認する手続について、具体的な対応方法を検討する。 また、新たに任意代理人による代理請求が認められるようになるため、任意代理人からの請求について、運用を整備する。				

【項番10】

項目名	開示請求書の記載事項について		検討案件番号 (個票の有無)	—
独自の条例規定の許容		許容される	本市の対応	運用ルールの変更
【法と条例の比較結果】				
【改正法】 第77条第1項 ①住所又は居所を記載することを規定している。 ②-(1) 法定代理人による請求における記載事項について規定はないが、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等編)」には、開示請求書の様式例に法定代理人による請求における記載事項の欄がある。 ②-(2) 求める開示の実施の方法の欄は、施行令第22条の規定に基づき、請求書に設けることができる。また、上記様式例に求める開示の実施の方法の欄がある。			【条例】 第18条第1項 ①住所を記載することを規定している。 ②-(1) 法定代理人による請求について、本人の未成年者又は成年被後見人の別、法定代理人の氏名及び住所並びに未成年者の生年月日を請求書に記載することとしている。 ②-(2) 求める開示の実施の方法(閲覧、視聴又は写し等の交付)について請求書に記載することとしている。	
【考え方】 ①改正法では、住所又は居所を請求者の連絡先として記載することとしていることから、改正法に基づき対応する。 ②-(1) 条例では、請求者を明確にする必要があることから、「代理人が請求する場合の区分」欄を設けており、今後も同様の考えのもと、記載欄を設ける。 ②-(2) 条例では、開示等の請求の処理を迅速かつ適切に行うため、「求める開示の実施の方法」の欄を設けており、今後も同様の考えのもと、記載欄を設ける。				
【対応の方向性】 条例規定はせず、次のように対応する。 ①改正法に則る。 ②-(1)及び(2) 改正法に則りつつ、開示請求書の様式に、「代理人が請求する場合の区分」の欄及び「求める開示の実施の方法」の欄を設ける。				

【項番11】

項目名	開示義務における不開示情報の規定について		検討案件番号 (個票の有無)	6－(1)
独自の条例規定の許容	許容される		本市の対応	現行ルールどおり
【法と条例の比較結果】				
【改正法】 第78条第2項 保有個人情報の開示義務における不開示情報について、条例で規定することにより、情報公開条例の規定との整合を図ることを可能としている。			【条例】 ※改正法第78条第2項は、不開示情報について情報公開条例との整合性を図ることを可能としている規定であり、このことについて比較の対象となる規定は個人情報保護条例にはない。	
【考え方】 改正法と情報公開条例における不開示情報について規定内容の比較を行ったところ、規定ぶりは異なるものの、実質的に不開示の対象となっている情報は同様である規定、もしくは地方公共団体の機関には適用されない規定であったことから、整合を図る必要のあるものは見受けられないものとする。				
【対応の方向性】 条例規定はせず、改正法に則る。				

※ なお、改正法と個人情報保護条例の不開示情報については、「個票6－(1)別紙 不開示情報比較表」において比較し、規定ぶりは異なるものの、不開示となる情報の対象は実質的に同等であると解釈している。

【項番12】

項目名	開示決定等の期限等について		検討案件番号 (個票の有無)	6－(2)
独自の条例規定の 許容	(開示決定等の期限に ついて) 許容される (期限の起算日の計算 について) 許容されない		本市の対応	(開示決定等の期限につい て) 条例規定する (期限の起算日の計算につ いて) その他
【法と条例の比較結果】				
【改正法】 第83条、第84条 ①開示決定の期限を30日以内としている。 ②特例延長の条件について「保有個人情報の 検索に著しく日時を要する」場合は含ま れていない。 ③期限の起算日の計算について、「開示請求 があった日の翌日から」としている。			【条例】 第21条 ①開示決定等の期限を15日以内としている。 ②特例延長の条件について「保有個人情報 の検索に著しく日時を要する」場合が含ま れている。 ③期限の起算日の計算について、「開示の請 求があった日から」としている。	
【考え方】 ①市では、これまで15日以内を期限として開示決定等を行うことが概ね可能であったことや、また特例延長の規定の適用により最終的な期限を「相当の期間」とできることから、改正法の規定より短い現行の期限を条例規定することについて、実務上の影響はないものと考えられる。 ②改正法第124条第2項において、「まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるもの」について開示請求の対象から除外していることから、当該特例延長の条件について、法の規定がないことによる支障はないと考えられる。 ③個人情報の保護に関する法律についてのQ＆A（行政機関等編）において、「これと異なる方法を法施行条例で規定することはできません」と示されている。				
【対応の方向性】 ①開示決定等の期限については、引き続き15日以内とするよう条例規定する。 ②改正法に則る。 ③条例規定の文言は、「開示請求があった日の翌日から起算して14日以内」等、規定ぶりを検討する。また、情報公開請求に係る公開決定の期限の規定についても、個人情報保護制度との整合を図る。				

【項番13】

項目名	開示決定通知書等の記載事項について	検討案件番号 (個票の有無)	—
独自の条例規定の許容	許容される	本市の対応	運用ルールの変更
【法と条例の比較結果】			
【改正法】 第82条 ①不開示情報を開示することができるようになる期日の明示について、該当する規定はない。 ②開示する保有個人情報の利用目的を記載することとしている。 ③施行令第24条では、求めることができる開示の実施の方法(閲覧、視聴又は写し等の交付)について記載する(同条第1項)が、開示請求時に求めた方法のとおり開示できる場合は、その旨を通知することとなる(同条第2項)。 ④一部開示決定及び不開示決定の場合の処分の理由付記について、該当する規定はないが、国の示す「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等編)」では、開示決定通知書の様式例に処分の理由を付記する欄がある。		【条例】 第21条第2項・第3項 ①不開示情報を開示することができるようになる期日を明示できる場合、その期日を記載する旨定められている。 ②開示する保有個人情報の利用目的を記載することに関する規定はない。 ③決定通知書に求めることができる開示の実施の方法を記載する規定はない。 ④一部開示決定及び不開示決定について、処分の理由を付記することとしている。	
【考え方】 ①決定通知書への不開示情報を開示することができる期日の明示については、開示請求受付時の窓口対応での説明で対応できている。なお、過去5年間、決定通知書に開示することができる期日を明記している実績がない。 以上のことから、現行の窓口対応での説明を継続し、改正法に基づき対応する。 ②開示する保有個人情報が行政機関等においてどのような目的で利用されているかについて、開示請求者が分かるようにするために記載欄を設けていることから、改正法に基づき対応する。 ③施行令第24条第2項の規定に基づき対応する。 ④これまでは、行政手続条例に基づき処分等にあたっての理由付記を行っているが、法改正後は、行政手続法に基づき理由付記を行う。			
【対応の方向性】 条例規定はせず、次のように対応する。			

- ①②改正法に則る。
- ③改正法に則りつつ、決定通知書に「開示の実施の方法」等の欄を設ける。
- ④改正法及び行政手続法に則る。

【項番14】

項目名	開示の実施について	検討案件番号 (個票の有無)	—
独自の条例規定の許容	許容される	本市の対応	運用ルールの変更
【法と条例の比較結果】			
【改正法】 第87条 ①電磁的記録の開示の実施の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。また、その方法を定めなければならない。 ②開示決定後、請求者は開示の実施方法等申出書の提出を要するが、施行令第26条第2項上、開示請求時に希望した方法に変更がない場合、開示の実施方法等申出書の提出を不要としている。 ③開示の実施時の本人確認を求める規定はない。		【条例】 第24条 ①電磁的記録の開示の実施の方法に関する定めを公表する規定はない。 ②開示決定後、請求者は開示の実施方法等申出書の提出を要するという規定はない。 ③本人確認を請求時と開示の実施時の2回行うこととされている。	
【考え方】 ①改正法の規定に基づき、電磁的記録の開示の実施の方法を一般の閲覧に供し、またその方法を定める。 ②開示請求書に希望する開示の実施の方法を記載すること及び施行令第26条2項の規定に基づき対応する。 ③国の示す「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等編)」では、開示決定通知書を持参した本人又は代理人に対して開示の実施を行うこととしている。また、開示決定通知書を持参していない場合であっても開示請求者本人又は代理人であることが証明されれば開示を実施することができるとしている。以上のことから、適切な運用が図られると考える。			
【対応の方向性】 条例規定はせず、次のように対応する。 ①改正法に則りつつ、電磁的記録の開示の実施方法を定め、一般の閲覧に供する。 ②改正法に則りつつ、開示請求書の様式に「求める開示の実施の方法」の欄を設ける。また、開示の実施方法等申出書について施行令第26条第2項の規定に基づき対応するため、市の様式を定める。 ③改正法に則りつつ、開示の実施時の本人確認方法について、決定通知書の持参の有無等により適切に対応する。			

【項番15】

項目名	開示請求に係る費用について		検討案件番号 (個票の有無)	6－(4)
独自の条例規定の許容		許容される	本市の対応	条例規定する
【法と条例の比較結果】				
【改正法】 第89条第2項 開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。			【条例】 第26条 開示請求に係る費用として、「写し等の作成に要する費用」及び「写し等の送付に要する費用」を「写し等の交付に要する費用」として、開示請求者の負担とすることとしている。	
【考え方】 本市における個人情報保護制度では、制度の目的・趣旨に鑑み、開示請求にあたる人件費等については開示請求者に負担を求めないこととしている一方、受益者負担の観点から、直接的な経費として複写代と送料を「写し等の交付に要する費用」として利用者の負担としている。改正法においても制度の目的・趣旨は変わるものでないとする。 また、手数料を減免した上で写し等の交付に要する費用として実費徴収することは許容されることを個人情報保護委員会に確認していることから、改正法施行後もこれまでと同様に実費徴収を行うことに支障はないものとする。				
【対応の方向性】 これまで手数料条例において徴収しないこととしている開示手数料については、改正法施行後も引き続き徴収しないこととする。 開示請求にかかる写し等の交付に要する実費分については、これまでと同様、告示による実費徴収として徴収することとする。				

【項番16】

項目名	訂正請求における開示請求前置について		検討案件番号 (個票の有無)	—
独自の条例規定の許容		許容される	本市の対応	運用ルールの変更
【法と条例の比較結果】				
【改正法】 第90条 ①訂正請求の対象は「改正法または他の法令の規定による開示を受けたもの」に限られており、さらに開示の実施日から90日以内(第3項)に訂正請求を行わなければならない。 ②本人または法定代理人のほか、委任による代理人(任意代理人)による請求が可能となる。			【条例】 第27条 ①訂正請求の対象となる保有個人情報に制限はない。 ②本人または法定代理人による請求のみを認めており、委任による代理人(任意代理人)による請求は認めていない。	
【考え方】 ①改正法施行後の訂正請求手続については、来庁、郵送、その他代理人による請求等、様々な方法により行われることが想定されることを鑑み、どのような方法による請求であっても、訂正請求の対象となっている保有個人情報の範囲が明確となるように請求を受け付けることができるような方策が必要と考え、事前に対象の保有個人情報を特定する手段として開示請求前置とすることが望ましいと考える。 ②法や事務対応ガイドに基づき対応することで、請求者の権利利益の侵害を防止するための適正な対応が可能であると考え。				
【対応の方向性】 条例規定はせず、次のように対応する。 ①改正法に則る。 ②改正法に則りつつ、代理請求に係る本人の意思を確認する手続きについて、具体的な対応方法を検討する。				

【項番17】

項目名	情報公開・個人情報保護審査会の設置根拠について		検討案件番号 (個票の有無)	9
独自の条例規定の許容		許容される	本市の対応	条例規定する
【法と条例の比較結果】				
【改正法】 第106条第3項 審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関に諮問することとし、行政不服審査法第81条4項の規定により、その機関の組織及び運営に関して必要な事項は条例で定めるとしている。			【条例】第41条 審査会について、「附属機関設置条例」において、設置目的及び委員の数を規定し、「情報公開・個人情報保護審査会規則」及び「情報公開・個人情報保護審査会要領」において、組織及び運営に関し必要な事項について規定している。	
【考え方】 開示等の決定及び不作為に係る審査請求の諮問先となる情報公開・個人情報保護審査会については、改正法施行後、行政不服審査法第81条第1項の機関となる。 行政不服審査法第81条第4項で、「組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例で定める。」と規定されていることから、審査会の組織及び運営に関し必要に応じて条例規定することが考えられる。 個人情報保護制度の他にも審査会を諮問先として定めている庁内例規があることから、これらの条例とも整合を図る必要がある。				
【対応の方向性】 「附属機関設置条例」とは別の条例を審査会の設置根拠とする。 改正法や行政不服審査法との整合を図りつつ、審査会の組織及び運営に関し必要な規定を精査し、改廃等の対応を行う。また、情報公開条例及び公文書等管理条例においても、規定内容の整合性を図る。				

【項番18】

項目名	審議会への諮問案件について		検討案件番号 (個票の有無)	8
独自の条例規定の許容		許容される	本市の対応	条例規定する
【法と条例の比較結果】				
【改正法】 第 1 2 9 条 審議会への諮問について、「専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合」としている。			【条例】 第6条第2号、第7条第3項第4項、第8条第4項第8号、第9条第2項第9号、第10条、第47条、第50条 審議会への諮問及び報告事項について、具体的事項を規定している。	
【考え方】 審議会については、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないが、個人情報保護制度の運用やその在り方について専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合について、審議会に意見を求めることは可能である。また、個人情報の適正な取扱いを確認するためには、第三者点検が必要である。こうしたことから、引き続き附属機関等からの意見聴取の機会が必要であるとする。				
【対応の方向性】 審議会の諮問案件は、制度の運用やその在り方について専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要な事項(市が要綱・要領等において運用ルールの細則を作成することにあたり、審議会に意見を求める等)とする。 審議会の報告案件は、運用状況の報告及び「法第75条第5項に規定される個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」の新規登録、変更、廃止を要する事務の変更等とする。				

【項番19】

項目名	運用状況の公表について	検討案件番号 (個票の有無)	—
独自の条例規定の許容	許容される	本市の対応	条例規定する
【法と条例の比較結果】			
【改正法】 個人情報保護制度の運用の状況について 該当する規定がない。		【条例】 第51条 情報公開制度と同様、個人情報保護制度 の運用の状況について、毎年公表することとさ れている。	
【考え方】 個人情報の保護に関する法律についての Q&A(行政機関等編)8-1-1 に、地方公共団体独 自の措置として年度単位で個人情報保護制度に係る運用状況の公表を行うことは差し支えない とされており、市政運営の透明性を確保するため、改正法施行後も従来どおり運用の状況を公 表する。			
【対応の方向性】 条例に規定する方向で検討する。			

【項番20】

項目名	条例要配慮個人情報の規定について	検討案件番号 (個票の有無)	1
独自の条例規定の許容	許容される	本市の対応	運用ルールの整備
【法と条例の比較結果】			
【改正法】 第60条第5項 地方公共団体の機関等は地域の特性に応じて「要配慮個人情報」と別に「条例要配慮個人情報」を定めることができるものとしている。		【条例】 該当する規定がない。 ※なお、市が定める要配慮個人情報の定義と、法の定める要配慮個人情報の定義に実質的な差異はない。	
【考え方】 改正法と条例における「要配慮個人情報」の定義の内容は同様であるため、法改正後に条例要配慮個人情報として条例規定する必要があると想定される個人情報は、本市においては現状では見受けられないが、市における新たな施策や社会状況の変化等を踏まえ、法改正後も継続的に確認し、必要に応じて条例改正等の対応が必要となることが想定される。			
【対応の方向性】 現時点では、法施行日である令和5年4月1日時点では条例規定はせず、職員への制度周知及び定期的な照会の実施により、条例要配慮個人情報の規定の要否について継続的に確認を行う体制を確立する。			

【項番21】

項目名	行政機関等匿名加工情報制度について		検討案件番号 (個票の有無)	7
独自の条例規定の許容		許容される	本市の対応	その他
【法と条例の比較結果】				
【改正法】 第109条～第123条、 附則第7条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成することができる、としており、定期的に、行政機関等匿名加工情報に関する提案を募集するものとする、とされている。 なお、行政機関等匿名加工情報の提供制度導入について、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体の機関については、経過措置が設けられている。			【条例】 行政機関等匿名加工情報に関する規定はない。	
【考え方】 現状では、地方公共団体において行政機関等匿名加工情報の提供制度を設けている事例がごく少数であること、既に制度を運用している国の行政機関等において事例の蓄積が乏しいこと、地方公共団体等において匿名加工情報に関する十分な知見を持った人材がいないことから、法施行日である令和5年4月1日からの導入は行わない。				
【対応の方向性】 今後、県や政令指定都市における動向を注視しつつ、制度導入について適宜関係課かいと検討を行うこととする。				

【項番22】

項目名	罰則に係る経過措置について	検討案件番号 (個票の有無)	—
独自の条例規定の許容	許容される	本市の対応	現行ルールどおり
【法と条例の比較結果】 デジタル改革関連法附則第10条では、現行条例の罰則規定と改正法の罰則規定の内容が重複するものについては令和5年4月1日をもってその効力を失うとともに、令和5年4月1日以降における、その失効前にした違反行為の処罰については、経過措置として現行条例の例を適用する旨を規定している。			
【考え方】 条例の罰則規定については改正法の罰則規定と重複する内容が規定されている。また、デジタル改革関連法附則第10条においてこれらに関する経過措置も規定されていることから、条例において附則を設ける必要はないものとする。			
【対応の方向性】 条例規定はせず、デジタル改革関連法附則第10条に則る。			

IV 会議の実施経過

日付	会議	審議内容
令和4年 1月28日	令和3年度 第2回審議会	諮問
令和4年 3月2日	令和3年度 第3回審議会	審議 (1) 個票番号1 条例要配慮個人情報の規定の新設 (2) 個票番号2 要配慮個人情報の取扱い制限 (3) 個票番号3 収集の制限 (4) 個票番号4 オンライン結合による提供
令和4年 3月28日	令和3年度 第4回審議会	審議 (1) 個票番号5 個人情報ファイル簿・個人情報取扱事務登録簿の作成について (2) 個票番号6 自己情報開示請求等の対応 6－(1) 開示義務における不開示情報の規定について 6－(2) 開示決定の期限等について 6－(3) 開示請求等における代理請求について 6－(4) 開示請求に係る費用について (3) 個票番号7 行政機関等匿名加工情報制度について (4) 個票番号8 審議会への諮問案件について (5) 個票番号9 情報公開・個人情報保護審査会の設置根拠について
令和4年 4月28日	令和4年度 第1回審議会	審議 (1) 法と条例の相違点及びその考え方(個票以外のもの) (2) 個票における検討事項の結論について 個票番号1 条例要配慮個人情報の規定について 個票番号2 要配慮個人情報の取扱い制限について 個票番号3 収集の制限について 個票番号4 オンライン結合による提供について 個票番号5 個人情報ファイル簿・個人情報取扱事務登録簿の作成について 個票番号6 自己情報開示請求等の対応 6－(1) 開示義務における不開示情報の規定について 6－(2) 開示決定の期限等について 6－(3) 開示請求等における代理請求について 個票番号7 行政機関等匿名加工情報制度について

		個票番号9 情報公開・個人情報保護審査会の設置根拠について
令和4年 6月16日	令和4年度 第2回審議会	審議 (1) 個票における検討事項の結論について 個票番号6－(4) 開示請求に係る費用について 個票番号8 審議会への諮問案件について (2) 答申書(案)について